

第4次原村総合計画(後期基本計画)施策評価結果

区分	内部評価結果				外部評価結果				内部評価結果	外部評価結果	内外評価 整合判定		
	総合評価												
	妥当	一部見直し	大幅な見直し	その他	妥当	一部見直し	大幅な見直し	統合廃止					
第1節 人と自然を大切に した住みよい村づくり	第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出												
	(1) 自然環境の保全と共生 <重点施策>	○				○				環境保全に対する広報をホームページ等で行っていく。		妥当	
	(2) 美しい景観の保全と創出	○				○				八ヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域等により、規制をしており、また、他の道路パトロール等の際にも注意していく。	景観計画策定の推進を。	妥当	
	(3) 緑と花いっぱい運動の推進	○					○			もっと住民を巻き込んだ活動になるよう工夫が必要な時期になっている。	行政の中で連携を。	要検討	
	(4) 村内を美しく、川を汚さない運動の推進	○				○				清掃ウォークなどの開催の推進。不法投棄防止条例について広報誌・有線放送などでの啓発を行っていく。	清掃ウォークへの全村的な取り組みを。	妥当	
	(5) 環境にやさしい公共事業	○					○			道路環境の整備を完ぺきには出来ないが、予算の範囲内における管理を行っている。また、危険箇所の緊急整備を優先して行っている。	住民からの情報の共有化を。	要検討	
	(6) 公害対策	○				○				道路上の不道德なポイ捨てに苦慮している。住民活動などによる清掃活動により意識の向上が図られている。引き続き不法投棄について意識して巡回パトロールをしていく。犬の糞に対しては苦情の申し出が少なくなった。		妥当	
	第2項 人と環境にやさしい持続可能な「循環型社会」の創出												
	(1) ごみの排出抑制 <重点施策>	○						○		1人1日当たりのごみ排出量が405gから412gと少し増えている。今後も啓発に励み、ごみの少量化・資源化を進めていく。	ゴミの排出量が増えている原因の分析と目標値の見直しを。	要検討	
	(2) ごみ処理体制の広域化	○				○				それぞれの意見を持つ委員により多方面からの検討をする中で、住民が一番扱いやすく、建設費が一番安く設置出来るように検討をおこなった。リサイクルセンターを茅野市・富士見町・原村の中に建設予定である。		妥当	
	(3) リサイクルと循環型社会の推進	○					○			資源物回収によりリサイクル化を図っている。生ごみについてはコンポストにより処理しているが、原村全域についての生ごみ処理が今後の課題になる。	リサイクル率が下がっている原因の分析と目標値の検討を。	要検討	
	(4) 環境と農業のかかわり	○				○				農業において、減農薬・減化学肥料を進め、安全で安心な農作物を生産するとともに、人と環境にやさしい「循環型社会」を進める一翼を担う必要がある。		妥当	
	第3項 地球温暖化防止対策												
	(1) 地域新エネルギー利用の促進 <重点施策>	○				○							妥当
	(2) 省エネルギーへの取り組み	○				○							妥当
	第4項 水資源の確保保全と上下水道の整備												
	(1) 水資源の確保と調整	○				○					貴重な水資源の有効活用のため、ため池や畑地灌漑施設などの維持補修について実施計画的に実施しています。		妥当
	(2) 給水施設の整備と施設の有効利用 <重点施策>	○				○					第5水源の利用に関して変更認可・実施計画と順調に進んでいる。水源等監視システムの更新については第5水源の取水に合わせて検討していく。		妥当
	(3) 水質保全と生活排水浄化施設の整備	○					○				合併浄化槽の設置に関しては良好であるが、維持管理に関して理解していない者に啓発を行なう。河川の水質に関しては、季節によりときどき異常値が散見される。	県や業者と連携して法定点検の徹底を。	要検討
	(4) 下水道事業の運営管理	○				○					下水道管路の調査を計画的に進める中で、緊急度の高いところから始めているが、将来的に幹線については、全部調査をしていかなければならない。下水道管路全線82kmの長寿命化を進めたい。		妥当

第4次原村総合計画(後期基本計画)施策評価結果

区分	内部評価結果				外部評価結果				内部評価結果	外部評価結果	内外評価 整合判定	
	総合評価											
	妥当	一部見直し	大幅な見直し	その他	妥当	一部見直し	大幅な見直し	統合廃止				
第1節 人と自然を大切に した住みよい村づくり	第5項 自然と調和した居住環境の整備											
	(1) 住宅用地の確保		○					○		販売より3年を経過した状況により見直し検討を行う。	土地開発公社のあり方の検討を。	要検討
	(2) 住宅対策の拡充	○				○				若者の定住の補助については、金額が住民にとって魅力的な事業でもある。耐震事業についても国・県の補助事業でもあり有効な事業であるが、耐震化の住宅改築に大変なお金を要するので進めるのにネックになっている。		妥当
	(3) 各種規制の検討	○				○				各種の規制に関しては、十分な検討が必要である。原村環境保全条例に関しては説明をしながら理解を得ている。	建築ガイドラインの策定を。	妥当
	(4) 集落環境の整備 <重点施策>	○				○					自然石の石積水路について新設後の保全と維持管理体制を。	妥当
	(5) 自然とマッチした公園・緑地・水辺空間の整備	○				○						妥当
	第6項 人にやさしい道路・ネットワークの整備											
	(1) 道路体系の再編成	○				○				茅野市、富士見町へつながる道路の拡幅改良(御狩野線判之木地区)には用地の承諾と、土地の公図の地図訂正などで複雑化しているので事業化には時間が掛かる。		妥当
	(2) 主要地方道・県道の整備促進	○				○				諏訪建設事務所との連絡調整を図りながら歩道整備を進めたい。		妥当
	(3) 村道の整備促進	○					○			道路・橋梁等も傷み始めて来ている中で、長寿命化を図りながら整備している。また、補助事業などを取り入れ改良事業を進めていきたい。	早急に通行規制の検討を。	要検討
	(4) 交通安全と道路環境の整備	○					○			限られた予算の中で、安全施設の整備を行っているが、予算が少ない。舗装もすり減り道路標識も支柱にさびも入ってきた。これからは施設の老朽化対策が重点項目となっていく。	交通安全の整備に関して、除雪方法と歩道の整備について検討を。	要検討
	(5) 交通安全教育の推進	○				○				交通安全協会原支部は、委員役員ともボランティア精神で協力いただいている。村としても交通安全協会と一体になって、交通安全に努めていきたい。		妥当
	(6) 公共交通機関の整備充実 <重点施策>	○				○						妥当
	(7) 高速バス利用対策の推進	○				○				高速道路のバス停の駐車場整備は急務になっている中で、用地の確保ができたので駐車場整備をしていきたい。	利用者視点での安全対策の検討を。降車場所に公共交通システムの時刻表を設置し、乗り継ぎがしやすいように連携を。	妥当
	第7項 住民の生活を守る消防・防災・地域安全対策											
	(1) 広域消防体制の確立 <重点施策>	○				○				平成27年度を目標に諏訪広域消防一元化に向けて検討中。		妥当
	(2) 常備消防体制及び消防力の強化	○				○						妥当
	(3) 消防団の消防力強化	○				○				活動実績の無い団員を無くすることも必要である。		妥当
	(4) 地域防災体制の確立	○				○					緊急時、屋外への緊急情報の伝達方法の検討を。	妥当
	(5) 消防・防災意識の高揚	○				○				住宅用火災警報機は、火災による死者を減らすには有効である、引き続き設置普及に努める。		妥当
	(6) 救急救助体制の充実	○				○					AEDの設置されている各公共施設では計画的に講習会の実施を。	妥当
	(7) 地域安全体制の確立	○				○				白熱電球をLED電球に替えた場合に補助対象にするか検討が必要である。		妥当
	(8) 治山事業と河川改修の推進	○				○				災害に対しての危険と思われる個所のパトロールは行っているが、最近のゲリラ豪雨に対応できる施設整備等を考えていく。	職員間の情報の共有化を。	妥当

第4次原村総合計画(後期基本計画)施策評価結果

区分	内部評価結果				外部評価結果				内部評価結果	外部評価結果	内外評価 整合判定			
	総合評価													
	妥当	一部見直し	大幅な見直し	その他	妥当	一部見直し	大幅な見直し	統合廃止						
第2節 人と文化を育む村づくり	第1項 生涯学習の体系化と機会の充実													
	(1) 生涯学習機会の提供と支援 <重点施策>	○				○								妥当
	(2) 図書館施設の充実と利用促進		○				○			郷土資料等廃棄できない資料が増加してきている。積極的な廃棄を行っているが、収容能力5万冊に対し9万冊の蔵書数となっている。また図書館でありながら閲覧スペースに乏しい。施設の整備も必要となっている。	村誌の贈呈などを含め在庫の整理について検討を。		一部見直し	
	(3) 村づくりを担う人材の育成	○				○							妥当	
	(4) 社会教育関係団体の支援・育成・施設の活用	○				○							妥当	
	(5) 家庭教育の充実	○				○					あひるクラブの開催場所について再検討を		妥当	
	(6) 地域に育つ子どもたち	○				○							妥当	
	(7) 人権教育の推進	○				○							妥当	
	第2項 豊かな人間形成をめざした教育の推進													
	(1) 学校施設の整備充実	○				○				平成25年度には、原小学校管理棟の改修工事を実施する。			妥当	
	(2) 教育内容・方法の改善充実 <重点施策>	○				○							妥当	
	(3) 地域社会との連携による教育の充実	○				○					将来を見据えた放課後の子供の居場所作りを。		妥当	
	(4) 各教育機関の振興と小・中学校との連携	○				○					幼・保・小・中の日常的な連絡、交流、情報交換を図る。奨学金の全体的なあり方の検討を。		妥当	
	第3項 芸術文化活動や交流の活性化と地域文化の振興													
	(1) 芸術・文化活動の充実 <重点施策>	○				○					歴史民俗資料館の無料入場スペースのあり方の検討を。		妥当	
	(2) 遺跡の保存・整備と活用	○					○				収蔵庫と修復作業所の整備を。		要検討	
	(3) 文化財の保存と活用	○				○					無形民俗文化財(エーヨー節・こちやかまやせの節)の村民へのPRを。		妥当	
	第4項 スポーツ・レクリエーション交流の推進													
	(1) 体育・スポーツ施設の充実	○				○					マレット場の管理体制について検討を。		妥当	
	(2) 公園や広場の有効活用	○				○							妥当	
	(3) 地域スポーツ指導者の育成と指導体制の確立			○				○		スポーツリーダーバンク登録については検討、見直しを行う必要があると思われる。	スポーツバンク登録については検討見直しを。		大幅な見直し	
	(4) 生涯スポーツの普及	○				○					高齢者向け冬季スポーツの検討を。		妥当	
	(5) 社会体育団体・グループ等の育成 <重点施策>	○				○					スポーツ団体が存続できるようなフォロー体制の確立を。		妥当	
	第5項 交流による地域づくりと国際化													
(1) 地域間交流の推進 <重点施策>		○				○			旧戸田村以外の友好都市として南三陸町を検討する。			一部見直し		
(2) 国際交流の推進	○					○				人づくり事業の補助対象の拡大を。		要検討		
第6項 男女共同参画の社会づくり														
(1) 男女共同参画推進体制の整備 <重点施策>	○						○		男女共同参画計画については、事前調査、策定作業を平成26年度～27年度中に実施する。	女団連のあり方を検討。男女共同参画について計画を前倒して検討を。		要検討		

第4次原村総合計画(後期基本計画)施策評価結果

区分	内部評価結果				外部評価結果				内部評価結果	外部評価結果	内外評価 整合判定	
	総合評価											
	妥当	一部見直し	大幅な見直し	その他	妥当	一部見直し	大幅な見直し	統合廃止				
第3節 健康と幸せを誇れる福祉の村づくり	第1項 地域で支え合い健やかに生きる											
	(1) 住民主体の積極的な健診受診と、結果を活かした健康づくりの推進 <重点施策>	○				○				特定健診等については勧奨を繰り返すものの受診率の向上は思うように伸びないのが現状で対応策に苦慮している。		妥当
	(2) 自らの問題に「気づく」ことのできる栄養・食生活改善	○				○						妥当
	(3) 個人の健康状態に応じた運動の推進	○				○						妥当
	(4) こころの健康維持と休養の推進	○				○						妥当
	(5) 地域ぐるみで喫煙防止とアルコールについての知識の普及	○				○						妥当
	(6) 歯の健康の推進	○				○						妥当
	(7) 地域医療の充実	○				○						妥当
	第2項 高齢化社会への対応ときめ細やかな高齢者福祉の推進											
	(1) 住み慣れた地域で生活していくための在宅介護の支援	○				○						妥当
	(2) 健康でいきいきした生活を送るための保健予防・啓発の推進 <重点施策>	○				○						妥当
	(3) 自らの選択・自己決定で福祉サービスを利用する	○				○						妥当
	(4) 高齢者の社会参加の支援	○				○						妥当
	第3項 障がい者の自立と社会参加の促進											
	(1) 福祉の充実と社会参加の促進	○				○						妥当
	(2) 日常生活の支援	○				○						妥当
	(3) 参画できる地域社会の実現 <重点施策>	○				○				有償ボランティアの積極的な活用を。		妥当
	第4項 健やかな子育て環境づくりの推進											
	(1) 親子の健康増進と福祉の充実	○				○						妥当
	(2) 子育てと仕事が両立できる環境づくりの推進	○				○						妥当
	(3) 地域における子育て支援 <重点施策>	○				○					子育て支援センターについて積極的な検討を。	妥当
	第5項 生活の安定と保険・年金制度の円滑な推進											
	(1) 医療保険制度の健全運営 <重点施策>	○				○				医療費の抑制については、ジェネリックの利用通知等により抑制をお願いしているものの歯止めなく医療費が上昇していることに対し苦慮している。	ジェネリック、新薬の費用のデータを招集し医療費の抑制を。	妥当
	(2) 年金制度の推進	○				○						妥当
	第6項 安心して暮らせる村づくり											
	(1) 消費生活の安全と向上	○				○				・消費者相談についてはここ数年お年寄りを相手に、悪質化、巧妙化、被害額の高額化の被害が全国で発生しており今後も啓発活動が必要である。 ・消費者組織において、今後も村の支援が必要である。		妥当
(2) 住民相談の充実 <重点施策>	○				○				住民相談においては相談の多様化、複雑化が予想され、今後も事業継続が必要である。		妥当	

第4次原村総合計画(後期基本計画)施策評価結果

区分	内部評価結果				外部評価結果				内部評価結果	外部評価結果	内外評価 整合判定	
	総合評価											
	妥当	一部見直し	大幅な見直し	その他	妥当	一部見直し	大幅な見直し	統合廃止				
第4節 環境と共生した活力のある村づくり	第1項 原村の現状に沿った特色あるきめ細かな農林業振興											
	(1) 農業生産基盤の整備と農業近代化施設の充実と利用促進	○								平成19年に村内の圃場整備事業は完工し、その後農業施設の維持管理を実施する中で、国の補助事業や県営事業を活用して農道舗装や水路改修、水田の暗渠排水などの事業を推進してきた。また、農産物の付加価値化と担い手の高齢化に対応するため、パイプハウスの補助率を24年度から1割から2割に引き上げ、多くの申請があった。		要検討
	(2) 農用地の保全と高度利用 <重点施策>	○								・村独自の農地流動化補助事業は、大規模経営農家への農地の集積を促進し、集積面積は129haに及んでいる。 ・有害鳥獣被害防止対策は、シカなどの個体数調整、鳥獣の生息地とならないための緩衝帯整備、補助事業導入による防護柵の設置(農場区)、防護ネットに対する補助事業(補助率3割)などにより徐々に効果をあげて来ている。	猟友会等の専門家の意見の取り入れを。	要検討
	(3) 主要農畜産物の振興	○				○				農家や農協に対する補助事業により農業振興の一翼を担っている。		妥当
	(4) 農産物の付加価値化	○						○		農産加工施設の整備、農産物の直売所などの検討を行い、国に補助申請を行ったが、住民から反対運動がおこり、計画を中止している。原村振興公社が行っていた農産物等の通信販売はとん挫したが、ブランド化や販路拡大には復活が必要である。また今後地産地消を進めるために、諏訪地域のホテルなどに原村の新鮮な農産物を食材として提供する仕組みを検討する必要がある。	何に付加価値を付けるべきか、要因分析をきちんとする。中心となる人材を確保し、住民全体で取り組みを。	要検討
	(5) 農業労働力の確保と農業後継者の育成・援助		○						○	村独自の新規就農後継者育成事業及び国事業の青年就農付金事業により新規就農者の支援制度がある。これらの制度を有効に機能させ、減少する農家数に歯止めをかけるには、農地、住まい、里親、農機具などをセットにした支援策が必要になっている。	コーディネーターもしくはアドバイザーのような農業後継者の育成について援助する体制を。	一部見直し
	(6) 農業生産組織の育成		○						○	農業の担い手が減少し、高齢化する中で、当村では集落営農がなかなか進まない状況であり、その原因を掘り下げて対処を検討する必要がある。	集落営農だけでなく他の形態の模索を。	一部見直し
	(7) 地域林業の振興と森林の育成・有効活用	○							○	・300ha以上にのぼる村有林については、間伐を計画的に進めながら村有林間伐材の有効活用を図っています。(原村生産木材提供事業)また、村有林の管理を民間活力行で進めようとする里親事業(ENEOS)も実施しています。 ・民有林については、できるだけ集約化を行い間伐に取り組みするよう誘導していきます。(森林造成事業補助金)	村有林については計画どおり進めるのが妥当。道路端などを中心に民有林の整備についても検討を。	妥当
	第2項 観光を中心にした、各産業間の連携と「原村ブランド」の創出											
	(1) 住民参画による体験型観光の育成 <重点施策>	○							○	ハケ岳観光圏事業により、「おもてなしマニュアル」は完成したが、滞在型観光を拡大させるための体験メニューの提案、工房・農家等の受入れ体制の整備などが十分になされていない。モデルコースの提案することは重要と思われるが、職員の意識改革をして取り組む必要がある。	ハケ岳観光圏全体での連携を。	妥当
	(2) 農業との連携による活性化	○							○	農業と観光の連携は、原村の観光振興において最も重要性が高いと思われる。	住民全体で特産化に取り組む。滞在型のペンションガルテンについて新たに検討を。	要検討
	(3) 森林を活用した観光振興	○							○	現在、森林整備を通じた都市住民との交流はENEOSのみであるが、今後300haある村有林の有効活用を図る上からも、森林整備を行う都市住民の受け入れを検討する必要がある。ハケ岳森の小径をもっと十分に活用するようPRを図る必要がある。		妥当
	(4) 各種地域資源を活用した活性化	○							○	ペンションなどの宿泊施設がたくさんあることから、滞在型観光を拡大させるためのモデルコースの提案が必要である。近年関心が高まりつつある「環境」や「健康」といった志向に対して、原村としてできることをタイムリーに提案し、原村だからこそのことを提案していきたい。	ペンション等関係機関との協議を密にする。地域資源の発掘を。	要検討
	(5) 観光推進体制の充実	○							○	原村は、平成22年度から国の観光圏整備事業において「ハケ岳観光圏」として採択されてきたが、徐々に効果が始まっている。今後は観光事業者はもちろんのこと、地域の一般住民からも理解されるよう努める必要がある。	他市町村と連携してハケ岳スーパートレイルの活用を。	要検討
(6) 観光バス利用対策の推進	○							○	2次交通としての交通手段(JRの駅から原村まで)にとぼしい原村としては、観光客の足の確保は重要な課題である。トップシーズンの小淵沢から原村までの「鉢巻リゾートバス」(富士見町との共同事業)は定着した感がある。今後、村独自の茅野駅から原村までの「土日祝祭日便」の実証実験を行い利用度を検証し有効性を確認したい。		妥当	

第4次原村総合計画(後期基本計画)施策評価結果

区 分	内部評価結果				外部評価結果				内部評価結果	外部評価結果	内外評価 整合判定
	総合評価										
	妥 当	一 部 見直し	大幅な 見直し	その他	妥 当	一 部 見直し	大幅な 見直し	統合 廃止			
第3項 「原村ブランド」を活かした観光の振興											
(1) 観光拠点の再生とネットワークの整備 <重点施策>	○						○		観光案内所は、エコライン沿いの「たてしな自由農園」内に立地することができたために、情報発信力が強化された。	もみの木荘、自然文化園、ペンションなどの観光拠点の再生策の検討を。	要検討
(2) 星・音楽をテーマとした観光ブランド	○				○				原村の地域資源を活用したもので「売り」をつくり、それに物語性や必然性を付加してPRしていくことが重要である。そういった中では、星や音楽は原村のイメージを高めるために重要である。今後は、そのところをうまくPRし原村を訪れる必然性を呼び掛けていきたい。	村民参画の方策を。	妥 当
第4項 工業の振興と企業の誘致											
(1) 既存企業の支援と育成 <重点施策>	○				○				助成制度や制度資金について、商工会や金融機関などと連携してさらなるPRが必要。	担当課が企業の現状把握を。	妥 当
(2) 優良企業の立地促進	○				○				景気動向が厳しい中、新規の企業立地は困難であるが、現在未稼働の工業団地を重点に企業立地を進める必要がある。(25年度中には1社創業予定)	県との密接な情報交換を。	妥 当
第5項 商業・サービス業の振興											
(1) 商業経営の近代化・活性化の促進	○					○			商工会との連携をさらに強化する必要がある。	地域参加型での特産品開発やPRを。	要検討
(2) 他産業との連携による商業の振興 <重点施策>	○						○		農産物の付加価値化を図り、農家所得の向上を図るとともに、その販路拡大を目指す中で村内の商業・サービス業とも連携し地域全体の経済の活性化を図る必要がある。	施策目標設定の考え方から見直しを。	要検討
第6項 雇用・勤労者対策の推進											
(1) 雇用対策の充実 <重点施策>	○				○				原村単独での取り組みには限界があるので、他市町や村内団体・企業との連携が必要である。		妥 当

第4次原村総合計画(後期基本計画)施策評価結果

区分	内部評価結果				外部評価結果				内部評価結果	外部評価結果	内外評価 整合判定												
	総合評価																						
	妥当	一部見直し	大幅な見直し	その他	妥当	一部見直し	大幅な見直し	統合廃止															
第5節 計画推進の方策	第1項 公民協働の村づくりの推進																						
	(1) 住民参画による村づくり	○				○																妥当	
	(2) 生涯学習を基本とした村づくり		○				○						テーマを決めて長野県の出前講座も推進する。									一部見直し	
	(3) コミュニティ活動の自主的取り組み <重点施策>	○					○						転入者の地区への加入について妙案が無い。	自治組織への加入支援の強化を。								要検討	
	(4) 地域通貨に関する検討				○					○			テーマに取り上げないのは正解。(住民の意識は無い)									その他	
	第2項 広報・広聴活動の推進																						
	(1) 広報活動の充実	○					○						楽園信州推進協議会主催による説明会への参加を名古屋・大阪の説明会にも参加する。また、「諏訪」地区としての参加も検討して行く。									妥当	
	(2) 広聴活動の拡充 <重点施策>	○					○															妥当	
	第3項 情報ネットワーク活用によるサービス向上と情報発信による村の活性化																						
	(1) 有線放送事業の充実 <重点施策>	○					○																妥当
	(2) ホームページを活用した住民サービスの向上	○					○																妥当
	(3) インターネットを活用した活性化	○					○																妥当
	(4) 住民の情報能力の向上	○					○																妥当
	第4項 情報の公開と個人情報の保護																						
	(1) 情報の公開 <重点施策>	○					○																妥当
	(2) 個人情報の保護	○					○																妥当
	第5項 広域行政の推進																						
	(1) 広域行政による統一のとれた活性化	○					○																妥当
	(2) 広域行政による効率的な行政運営 <重点施策>	○					○																妥当
	第6項 行政運営の改革と効率化																						
	(1) 組織機構の改革	○					○																妥当
	(2) 人事管理と職員能力の向上	○					○																妥当
	(3) 事務内容の合理化 <重点施策>	○					○																妥当
	第7項 適正な財政運営の確保																						
	(1) 税源の確保と公平な課税	○					○							・収納率の向上は、税負担の公平の原則から重要であり、今後も法律に基づいた徴収が必要である。 ・未評価家屋の評価については継続した事業が必要である。									妥当
	(2) 時代に適応した効率的な財政運営の推進 <重点施策>	○					○							原村の財政運営については、現在地方交付税の減収分を基金の繰入金で賄っている現状であり、今後においても的確で住民の理解を得た財政運営が必要である。	きめ細やかな被災者支援の実施を。							妥当	
(3) 財政の基盤強化と計画的な財政運営の推進	○					○							計画的な財政運営の推進に、本方策は必要である。									妥当	